

段玉裁『古文尚書撰異』序譯注（一）

田尻 健太 ・ 古勝 隆一

前言

本稿は、段玉裁（一七三五～一八一五）『古文尚書撰異』三十二卷の序の譯注とその補説である。譯注・補説は田尻が原案を執筆し、古勝がそれに加筆訂正を施した。なお、紙幅の関係上、本號には譯注のみ掲載し、補説は次號に掲載される豫定である。

段玉裁『古文尚書撰異』（以下『撰異』と略す）は、清朝考證學の成果を示す『尚書』の注釋として名高い。『尚書』は儒家經典のうち、『詩』と並び最も尊重されるが、その中に後世に偽作された諸篇が含まれることにつき、宋の呉棫以來、多くの考證が蓄積され、清朝初期に閻若璩（一六三六～一七〇四）『尚書古文疏證』が最終的にその偽を白日のもとに晒し、それを繼承して惠棟（一六九七～一七五八）『古文尚書考』、王鳴盛（一七二〇～一七九七）『尚書後案』、江聲（一七二二～一七九九）『尚書集注音疏』など、優れた『尚書』の注釋が續々と生み出された。これらを受けて書かれたのが、『撰異』である。

『撰異』が対象とするのは、『尚書』のうち、眞篇として疑いのない堯典第一から秦誓第三十一までの諸篇と、そして書序(第三十二)である。現行本の、いわゆる『僞古文尚書』五十八篇と、『撰異』が注解した三十二篇との對應については、補説の末尾に對照表を附した。

漢代における『尚書』のテキストには、伏生の口傳を書き留めた本に由來する今文と、孔安國が整理した壁中本に由來する古文の二種があったとされ、本書『古文尚書撰異』はその書名からも知られるように、そのうちの古文の經文を定めることを目標としている。その過程において、諸資料を博搜した上で、今文・古文の別が丹念に吟味され、異文がある場合には、今文・古文への比定が行われている。また小學に優れた段氏は、その學識を傾けて文字の考證を行なっており、『尚書』眞篇を読む上で、今日なお必備の注釋と言える。

『撰異』の名聲は赫々たるものがあるが、考證が繁雜な部分も多く、通讀の難しい書物でもある。今回、世に譯注を問うのは、段玉裁の序の部分のみであるが、それはこの序を通して、ある程度、『撰異』の構想をうかがうことができ、同書を読むための端緒となると考えたからである。

そこで、序と本書の内容とを關聯させるべく注と補説を加えた。また注と補説は、段氏の學問の有する優れた點を明確化しつつ、同時に、それがはらむ問題點をも俎上にのせた。譯注者の理解が不十分なところについては、大方によるご批正を願いたい。

凡例

- 一、底本は、京都大學人文科學研究所所藏「經韻樓叢書」（乾隆道光間、金壇段氏七葉衍祥堂刊本、京大人文研 東方叢書「Y-12」所收の『古文尚書撰異』である。影印本に『段玉裁遺書』（大化書局、一九八六年）所收本がある。
- 一、標點は新たに施した。
- 一、原文・現代語譯・注釋・補說・表の五者からなる。
- 一、原文に分段はないが、説明の便宜のため、内容によって九つの小節に分けた。注釋は各節の後ろに示し、補說・表は全體の末尾に附した。
- 一、段氏の原注は、該當箇所「〔原注〕」と表示する。
- 一、譯文中の（ ）は譯者が文意を補ったものである。
- 一、書名は『』 引用文は「」で示す。
- 一、段玉裁の文章については、なるべく段氏の選んだ字の形を尊重するが、注に引く段氏以外の文章は、通行の字形を用いた。
- 一、注釋には、原文を讀解するに當たつて最低限必要となる事柄を記した。
- 一、補說には、『撰異』にまつわる背景的な事柄や同時代の學者との比較、後世の學說、筆者の考察を項目ごとに記したが、讀解には必要だが長文に過ぎるため補說の欄に書いたものもある。

段玉裁「古文尚書撰異序」譯注

【第一節】

乾隆四十七年、玉裁自巫山引疾歸、養親課子之暇、爲『說文解字讀』五百四十卷、又爲『古文尚書撰異』三十卷。始箸離渚灘、迄重光大淵獻、月乃成。

乾隆四十七年（一七八二）、玉裁は、巫山の任地から官を辭して故郷に歸り、親を養い子に教える暇に、『說文解字讀』五百四十卷を作り、さらに『古文尚書撰異』三十二卷を作った。⁽³⁾（執筆は）戊申歲（乾隆五十三年）に開始し、辛亥歲（乾隆五十六年）五月によく完成させた。⁽⁴⁾

【第二節】

序曰、經惟『尚書』取尊、『尚書』之離厓取甚。秦之火、一也。漢博士之抑古文、二也。馬鄭不注古文逸篇、三也。魏晉之有僞古文、四也。唐『正義』不用馬鄭用僞孔、五也。天寶之改字、六也。宋開寶之改釋文、七也。七者備而古文幾亡矣。

序。經書は『尚書』こそ最も尊いが、『尚書』の受けた災難が最もひどいものであった。(その災難とは、) 秦の焚書が第一である。漢代の博士が古文『尚書』を押さえつけたことが第二である。⁽⁶⁾ 馬融・鄭玄が古文『尚書』の逸篇に注しなかったことが第三である。⁽⁷⁾ 魏晉の時に偽古文『尚書』が作られたことが第四である。唐代の『正義』が馬融注・鄭玄注を用いず偽孔傳を用いたことが第五である。唐の天寶の時に『尚書』の字を改めたことが第六である。⁽⁸⁾ 宋の開寶の時に『尚書釋文』の字を改めたことが第七である。⁽⁹⁾ この七者がそろって、古文『尚書』はほとんど失われてしまった。

【第三節】

偽古文自有宋朱子勅議於前、迄我朝閻氏百詩〔原注…有『尚書古文疏證』、惠氏定宇〔原注…有『古文尚書考』、辭而闢之、其說大備。舉鄭君逸篇之目、正二十五篇之非眞、析三十一篇爲三十三篇之非是、鑄鼎象物、物無遁情。海内學者、家喻戶曉、經術之極盛、超出於漢博士之抑古文、唐『正義』之不用馬鄭、不可以道里計。

偽古文『尚書』は、宋の朱子がまず議論を始め、⁽¹⁰⁾ 我が朝の閻百詩（閻若璩）〔原注…著作に『尚書古文疏證』がある〕、惠定宇（惠棟）〔原注…著作に『古文尚書考』がある〕に至って、書を著して問題を開拓し、⁽¹¹⁾ 關聯の説は十分にそろった。

(彼らは) 鄭玄の「逸篇」を指摘し、(晩出の偽古文『尚書』によって補われた) 二十五篇が真でないと正し、(晩出『尚書』が) 三十一篇を分けて三十三篇としたことが誤りであるとし、あらゆることを調べ盡くしており、(偽作者は) 言い逃れの餘地がない。⁽¹²⁾ (かくして) 海内の求學の士は、みな(晩出『尚書』が偽作であると) 十分に理解するようになり、(いまの) 經學が極めて盛んなさまは、漢代の博士が古文を押さえつけたことや、唐代の『五經正義』が馬融注・鄭玄注を用いなかったことに比べれば遙かにすぐれており、はかりしれないほどの違いである。

【第四節】

顧作偽者、既服其罪矣、而古文三十一篇、字因天寶・開寶之舊、是以唐之今文『尚書』亂之也。其不可一也。

ただ、偽古文『尚書』の偽作者はその罪に服したものの、一方、(眞古文『尚書』とされてきた) 古文三十一篇の部分について見ると、その字句は天寶・開寶の古い改字に従ったままで、⁽¹³⁾ これは、唐の今文『尚書』によって(眞古文『尚書』の字句を) 亂す行爲である。これが、(古文『尚書』三十一篇の) 不可なる點の第一である。⁽¹⁵⁾

【第五節】

好尚新奇之輩、自唐至今、有集古篆繕寫之『尚書』、號壁中本二十五篇皆在焉。是作偽於偽古文既出之後也。

其不可二也〔原注…『經典釋文』敘錄曰「今宋・齊舊本及徐・李等音所有古字、蓋亦無幾。穿鑿之徒、務欲立異、依邇字部、改變經文、疑惑後生、不可承用」。按、此則自唐以前久有此偽書。蓋集『說文』、『字林』、魏石經及一切離奇之字、爲之傳。至

郭忠恕作『古文尚書釋文』、此非陸德明『釋文』也。徐楚金・賈昌朝・夏竦・丁度・宋次道・王仲至・晁公武・宋公序・朱元晦・蔡仲默・王伯厚、皆見之。公武刻石於蜀、薛季宣取爲『書古文訓』。此書僞中之僞、不足深辨、故偶一辨之而已。今或以爲此即僞孔序所謂「隸古」者、亦非也〕。

新奇を好み尊ぶ人々は、唐代から現在に至るまで（何度も）古文や篆書を集めて書寫した『尚書』を作り、孔氏壁中本の『尚書』二十二篇はみなここにあると喧傳してきた。これは僞古文『尚書』が出現した後にさらに僞を加えたものである。不可なる點の第二である〔原注…『經典釋文』敘錄に「今、宋代・齊代の舊本や徐邈・李軌などの音義書に見える古字は、大した數ではない。（ところが）牽強付會する人々が、異を唱えることばかり心がけ、字の偏旁に依據して經文を改變したもので、後の學者を疑わせるものであるから、受け繼いではならない」と云う。わたくしが考えるに、これはつまり、唐代以前からとつくにこの種の僞書が存在したということである。おそらく、『說文』や『字林』、魏の石經やあらゆる種類の奇妙な字を集め、傳えたのであろう。郭忠恕が作った『古文尚書釋文』ともなると、これはもはや陸德明『釋文』でない。徐楚金（徐鉉）・賈昌朝⁽¹⁷⁾

・夏竦・丁度・宋次道（宋敏求）・王仲至（王欽臣）・晁公武・宋公序（宋庠）・朱元晦（朱熹）・蔡仲默（蔡沈）・王伯厚（王應麟）らは、みなこれを見ていた。⁽¹⁸⁾ 晁公武は（これを）蜀の地で石に刻み、⁽¹⁹⁾ 薛季宣はこれを利用して『書古文訓』を作った。⁽²⁰⁾ この書は偽中の偽であって、しつこく論じる必要のないものであるから、本書においては時おり偽を辨ずるにとどめた。⁽²¹⁾ 現在も、この『書古文訓』を偽孔傳の序にいう「隸古（古文を隸書で書寫したもの）」と見る者もいるが、⁽²²⁾ これもやはり誤りである」。

【第六節】

歐陽・夏侯『尚書』佚見於『尚書大傳』、『漢石經』、『史記』、兩『漢書』、『三國志』注、『三都賦』注、『尚書緯』、『尚書正義』者。或盡舉以改竄經文、是以漢之今文『尚書』亂之也。其不可三也。

歐陽氏・夏侯氏の『尚書』は、⁽²³⁾ その佚文が『尚書大傳』、『漢石經』、『史記』、兩『漢書』、『三國志』注、『文選』三都賦注、『尚書緯』、『尚書正義』に見える。（この歐陽氏・夏侯氏『尚書』の佚文を）ことごとく用いて（現行の）經文を改竄する者もいるが、これは漢の今文『尚書』によって（真古文『尚書』の字句を）亂す行爲である。不可なる點の第三である。⁽²⁴⁾

【第七節】

『說文解字』所僞『尚書』多不與經同、由孔安國以今字讀易其字、而許君存其舊。如『周禮』經杜子春・二鄭讀易其字、傳寫者既從所讀、而注中存其故書之舊。『周禮』不得盡改從「故書」、則『尚書』不得盡改從『說文』也。必改從『說文』、則非漢人之舊、且或取經傳諸子所僞『尚書』、以改『尚書』、是『尚書』身無完膚矣。其不可四也〔原注…嘗謂、五十六篇之書、以二十五篇僞者、雜廁諸三十一篇眞者之間。如魚目混於隨珠、武夫混於和璧、幸人喜珠璧可寶、則併魚目武夫寶之。未有疵類其隨珠、胡缺其和璧、以雜廁之魚目武夫之間、致兩用不讎者。當作僞時、杜林之『漆書古文尚書』、衛宏之『古文尚書訓詁』、賈逵之『古文尚書訓』、馬融之『古文尚書傳』、鄭君之『古文尚書注解』、皆存天下、皆曉然知此等爲孔安國遞傳之本。作僞者、安有黠竄涂改三十一篇字句、變其面目、令與衛賈馬鄭不類、以啓天下之疑而動天下之兵也。是以雖析一爲二、而「慎微」之上、終未箸一字。後有愚者乃爲之。學者得此說而求之、思過半矣〕。

蓋僞孔傳本與馬鄭本之不同、梗槩已見於『釋文』、『正義』、不當於『釋文』、『正義』外、贅其妄竄。

『說文解字』に舉げる『尚書』の文の多くが（現行『尚書』の）經文と異なるが、それは孔安國が今字によつて（壁中『尚書』の）字を讀み替えたのに對し、⁽²⁶⁾ 許慎はそのもとの字を保存したことによる。これは、『周禮』において、杜子春や鄭衆・鄭玄が古字を讀み替えており、後に（經文を）傳え寫した者がその讀み替えられた字に従つたものの、注では「故書」のものと字をとどめたのと同じである。⁽²⁷⁾ 『周禮』をすべて「故書」に従つて改めてはならない

のと同じく、『尚書』も『説文』に従ってすべて改めてしまつてはならない。どうしても『説文』に従って改めようとすれば、それは漢代の人のものと『尚書』の字句ではなくなつてしまい、ましてや經傳諸子の書に擧げる『尚書』を採つて『尚書』を改めるとなると、『尚書』は不全となつてしまうことであらう。不可なる點の第四である。⁽²⁸⁾〔原注〕わたくしは常々こう考へている。(現行の)五十六篇『尚書』は、偽作二十五篇が、眞の三十一篇の間にはめこまれている。⁽²⁹⁾これは魚目が隨侯の珠に混ぜられ、⁽³⁰⁾武夫の石が和氏の璧に混ぜられたようなもので、⁽³¹⁾人々が珠と璧とを喜び寶としたおかげで、それとともに魚目や武夫の石も寶とされたわけである。つまり、その隨侯の珠を傷つけ、その和氏の璧を缺いて、⁽³²⁾これらを魚目や武夫の石の間に混ぜて配置し、結局、兩方とも賣れない状態にした、⁽³³⁾というわけでは決してない。偽作がなされた時代、杜林の『漆書古文尚書』、衛宏の『古文尚書訓旨』、賈逵の『古文尚書訓』、馬融の『古文尚書傳』、鄭玄の『古文尚書注解』が、いずれもまだ天下に存在しており、人々はみなはつきりとこれらの書が孔安國より傳承された眞本であると分かつていたはずである。⁽³⁴⁾偽作者が、どうして三十一篇の部分の字句を改竄し、⁽³⁵⁾その面目を變え、衛・賈・馬・鄭の本と似ないようにし、天下の疑いを招いて天下の兵を動かすようなことをするだらうか。⁽³⁶⁾それゆゑに、確かに(堯典)一篇を分けて(堯典・舜典の)二篇にしはしたが、(分割した後半部分の冒頭)「慎微」の語の上に、結局は一字たりとも付け足さなかつた。⁽³⁷⁾後になつて愚かな者が現れ、なんとまあこれをしたわけだ。⁽³⁸⁾求學の士がこの説を知つて探究すれば、(偽作者が眞古文の残つていた部分には手を加えなかつたことが)十分に分かるだらう。⁽³⁹⁾

思うに、偽孔傳本と馬融・鄭玄本の異なる部分については、その梗概は『釋文』と『正義』に記されているのであるから、『釋文』と『正義』に記載の無いものを、(偽孔傳本の)妄改と斷じてはならない。⁽⁴⁰⁾

【第八節】

至若兩漢、博士治歐陽・夏侯『尚書』、載在令甲。漢人詔詔章奏、皆用博士所習者。至後漢、衛賈馬鄭迭興、古文之學始盛。約而論之、漢諸帝・伏生・歐陽氏・夏侯氏・司馬遷・董仲舒・王褒・劉向・谷永・孔光・王舜・李尋・楊雄・班固・梁統・楊賜・蔡邕・趙岐・何休・王充・劉珍、皆治歐陽・夏侯『尚書』者。孔安國・劉歆・杜林・衛宏・賈逵・徐巡・馬融・鄭康成・許慎・應邵・徐幹・韋昭・王粲・虞翻、皆治古文『尚書』者。皆可參伍鉤考而得之。馬班之書全用歐陽・夏侯字句、馬氏偶有古文說而已〔原注…『漢書』儒林傳曰「司馬遷亦從安國問故。遷書載堯典・禹貢・洪範・微子・金縢諸篇、多古文說」。按、此謂諸篇有古文說耳、非謂其文字多用古文也。』五經異義』每云「古某說」「今某說」、皆謂其義、非謂其文字。如說「內于大麓」云「堯使舜入山林川澤」、不云「大錄萬機之政」、說「禹貢」云「天子之國千里、以外甸侯綏要荒、每服五百里、方六千里」、不云「甸服千里、加侯綏要荒、每服五百里、方五千里」、說「洪範」云「思曰睿」、不云「思心曰睿」、說「微子」云「大師若曰、今誠得治國、死不恨、不得治、不如去」、不云「微子若曰、我舊云孩子、王子不出」、說「金縢」、雖用今文說、而亦云「或譜周公、周公奔楚、成王發府見周公禱書、乃泣反周公」。此皆古文說之異於今文家、約略可言者也。至其文字則多同歐陽・夏侯。蓋司馬雖從安國問、班雖讀蘭臺書、而不暇致詳也。玉裁此書、詳於字、而略於說。字之異同、竿遮覈實、願就正通邑大都賢人君子焉。

兩漢時代、博士が歐陽・夏侯の『尚書』を治めることとされ、法令に記載されていた⁽⁴¹⁾。よつて漢人の詔勅、上奏

文に載せられている『尚書』の引文は、すべて博士が習ったものを用いた。⁽⁴²⁾ 後漢に入ると、衛宏・賈逵・馬融・鄭玄が次々に興り、古文の學がようやく盛んになった。まとめて言えば、漢の諸帝・伏生・歐陽氏・夏侯氏・司馬遷・董仲舒・王褒・劉向・谷永・孔光・王舜・李尋・楊雄・班固・梁統・楊賜・蔡邕・趙岐・何休・王充・劉珍は、みな歐陽・夏侯の『尚書』を治めた者だ。⁽⁴³⁾ 孔安國・劉歆・杜林・衛宏・賈逵・徐巡・馬融・鄭康成・許慎・應邵・徐幹・韋昭・王粲・虞翻は、みな古文『尚書』を治めた者だ。⁽⁴⁴⁾ いずれも、比較検討すれば分かる。⁽⁴⁵⁾ 司馬遷・班固の書は全て歐陽・夏侯『尚書』の字句を用いており、司馬遷に時おり古文説があるにすぎない〔原注…『漢書』儒林傳にいう、「司馬遷もまた孔安國に従って『故』（義説）を問うた。司馬遷の書に、堯典・禹貢・洪範・微子・金縢諸篇の内容を載せるが、古文説が多い」と。⁽⁴⁶⁾ わたくしが考えるに、これは、それら諸篇に古文説があることを言うにすぎず、その文字が多く古文を用いることを言うのではない。『五經異義』はことに「古某説」「今某説」というが、⁽⁴⁷⁾ これはいずれもその義を言っているのであって、その文字を言っているわけではない。たとえば、『史記』は「内于大麓」を説いて「堯は舜を山林川澤に入らせた」というが、「あらゆる政務を大いに管理させた」とはいわないし、⁽⁴⁸⁾ 「禹貢」を説いて「天子の國は千里、その外に甸・侯・綏・要・荒、每服五百里ずつあるから、合わせて方六千里」というが、「まず甸服が千里、次に侯・綏・要・荒を加え、每服五百里ずつあるから、合わせて方五千里」とはいわないし、⁽⁴⁹⁾ 「洪範」を説いて「思、睿と曰う」と云うが、「思心、睿と曰う」とは云わないし、⁽⁵⁰⁾ 「微子」を説いて、「大師が言うには、今まことに國を治めることができれば、死んでも恨みはない。治めることができなければ、⁽⁵¹⁾（國を）去るのが一番だ」というが、「微子が言うには、私はかつて赤子に向かつて、王子は出ることがないと言った」とはいわないし、⁽⁵²⁾ 金縢を説いて今文説を用いてはいるのだが、しかしまた、「あるものは周公の讒言をし、周公は楚に奔ったが、成王は府を開いて周公の禱書を發見し、泣いて周公を歸らせた」ともいっている。いずれも、古文説が今文説と異なることが、ほぼ言えるところである。その

文字については、多く歐陽・夏侯の『尚書』と同じである。おそらく、司馬遷は孔安國に従って（義説を）問い、また班固は蘭臺の書を読みはしたが、⁽⁵³⁾（古文について）詳しくなる餘裕はなかったであろう。玉裁^{わたかし}のこの書は、「字」（經の字句）に詳細であり、「説」（經の義説）の方は簡略である。字の異同については、繰り返し追究して、あらゆる方面の疑義を塞ぎ、事實を明らかにした⁽⁵⁴⁾。大都會の賢人君子に正していただきたいものと願う⁽⁵⁵⁾」。

【第九節】

賈逵分別古今、劉陶是正文字、其書皆不存。今廣蒐補闕、因篇爲卷、略於義説、文字是詳、正晉唐之妄改、存周漢之駁文。取賈逵傳語、名曰『古文尚書撰異』。知難語於識大、亦庶幾乎不賢。

（かつて後漢の）賈逵は古文・今文を分別し、⁽⁵⁷⁾劉陶は文字を是正したが、⁽⁵⁸⁾それらの書はいずれも現存しない。今、廣く資料を集めて闕けてしまった部分を補い、『尚書』の篇によつて卷を區切り、義説については簡略に、文字については詳細にし、晉代・唐代の妄改を正し、周代・漢代のさまざまな文字をとどめた。『後漢書』賈逵傳の語を取つて、⁽⁵⁹⁾『古文尚書撰異』と名付ける。（文武の道の）重大なことについては語り難いと心得ているが、小さなことであれば、私にも近付くことができるか。⁽⁶⁰⁾

(1) 『乾隆四十七年、玉裁自巫山引疾歸』 巫山は現在の湖北省と重慶市の境界附近の縣。段氏は、乾隆四十三年に

巫山縣知縣に補せられた(『經韻樓集』卷七「祭戴東原先生文」、および光緒「巫山縣志」秩官、國朝巫山縣知縣)。なお、四川から金壇に歸郷した年につき、劉盼遂『段玉裁先生年譜』(民國二十五年、北平來薰閣書店排印本、一九頁)は、乾隆四十五年(庚子)に「先生以父年已七十一、請終養。以未合例奉駁、遂稱疾致仕歸」といい、さらに翌四十六年(辛丑)四月、その歸途に南京にいた錢大昕を訪問したという。段氏「重刊明道二年國語序」(『經韻樓集』卷八)に「辛丑、乃自蜀歸金壇」とあり、「八十自序」(同書、卷八)に「至辛丑、引疾歸金壇」とあり、また『撰異』卷十三、洪範「貌曰恭」に「辛丑之四月、自四川引疾歸」とある。四十五年に病氣を口實に辭職し、翌年、歸郷したと考えられるので、ここに段氏が「乾隆四十七年」というのは、實情に合わない。

(2) 『説文解字讀』五百四十卷 『説文解字讀』は、段氏が『撰異』と同時期に執筆していた『説文』の注釋で

あり、その殘本が中國國家圖書館に『説文解字讀』(卷一―六、卷八の計七冊)として藏され、またその影印本(北京師範大學出版社、一九九五年)もある。なお、陳鴻森氏「段玉裁『説文注』的另側面」(『清代學術史叢考』臺灣學生書局、二〇一九年、五三三頁、五三八頁)によれば、「五百四十卷」というのは實態に即しておらず、段氏の虚構であると考えられる(『説文』の篇數に基づき、『説文解字讀』はもともと十四卷か十五卷であったと推測可能である)。なお、この『説文解字讀』と『古文尚書撰異』が同時期に書かれたのみならず、内容上の關聯も大きいことについて、陳氏の同論文(五三〇―五三一頁)を参照。

(3) 「爲『古文尚書撰異』三十二卷」 『撰異』の基礎となった『書經小學』については「補説一」を、撰異に臧

庸や錢大昕が注を施した資料については「補説二」を、執筆動機については「補説三」をそれぞれ参照。

(4) 「始箸離汙灘、迄重光大淵獻舉月乃成」 「箸離汙灘」は戊申歲、乾隆五十三年、一七八八年。「重光大淵獻」

は辛亥歲、乾隆五十六年、一七九一年。『爾雅』釋天に基づく、太歲紀年と呼ばれる記年法。原稿が完成したのは乾隆五十六年五月と見てよいが、陳氏「段玉裁『說文注』的另一側面」(五三五頁)によれば、翌五十七年七月五日に段玉裁が劉台拱に與えた書信(『與劉端臨第九書』、劉盼遂『經韻樓文集補編』卷下、六頁)に、「月底梓人將到、『尚書』之刻不能已」と見えており、その頃にちょうど刊刻中であつたことが分かる。

(5) 「取」 通行字は「最」だが、段氏の用字は「取」である。『說文解字注』七篇下、「一部、取「取、積也」の段注に「取與聚音義皆同、與冂部之最音義皆別」とあり、また七篇下、冂部、最「最、犯取也」の段注に「取之字訓積、最之字訓犯取。二字義殊而音亦殊」とある。段氏の『說文』に基づく用字の例は多いが、以下、注21以外は省略した。

(6) 「漢博士之抑古文」 一例に、前漢末に劉歆が古文の學を博士に立てるよう奏上したが、反對を受け、成功しなかったことが挙げられる。『漢書』楚元王傳に「及歆親近、欲建立『左氏春秋』及『毛詩』、『逸禮』、古文『尚書』、皆列於學官。哀帝令歆與五經博士講論其義、諸博士或不肯置對」とある。

(7) 「馬鄭不注古文逸篇」 馬融や鄭玄は眞古文を見ていたものの、そのうち今文『尚書』と重ならない部分(「古文逸篇」)には注釋を附さなかった、と段氏は考えた。なおこれには、『經典釋文』敍錄に「案今馬・鄭所注、竝伏生所誦、非古文也。孔氏之本絶、是以馬・鄭・杜預之徒、皆謂之逸書」とあるように、馬融や鄭玄が注したのは、今文『尚書』であつたとする異説もある。

(8) 『天寶之改字』 唐の天寶三載（七四四）に、玄宗が衛包に命じて古文『尚書』を今文に改めたことを指す。『新唐書』藝文志に『今文尚書』十三卷。開元十四年、玄宗以洪範「無偏無頗」聲不協、詔改爲「無偏無陂」。天寶三載、又詔集賢學士衛包改古文從今文」との記載があり、また『冊府元龜』卷五十に、玄宗の天寶三載の詔を引いて「朕欽惟載籍、討論墳典、以爲先王令範、莫越於唐虞。上古遺書、實稱於訓誥。雖百篇奧義、前代或亡、而六體奇文、舊規猶在。但以古先所制、有異於當今、傳寫浸訛、有疑於後學。永言刊革、必在從宜。『尚書』應是古體文字、並依今字繕寫施行。典謨無乖於古訓、庶遵簡易、有益於將來。其舊本乃藏之書府」という。『日知錄』卷二十一「五經古文」、および『經義考』卷七十八、書七「唐孝明皇帝今文尚書」を參照。

(9) 『宋開寶之改釋文』 王應麟『玉海』によれば、後周顯德六年（九五九）に郭忠恕が古文『尚書』と『尚書釋文』を校定し、さらに宋の開寶五年（九七二）に李昉に校定させて「開寶新定尚書釋文」と名付けた。『玉海』卷三十七、藝文、「開寶尚書釋文」に「唐陸德明『釋文』用古文。後周顯德六年、郭忠恕定古文刻板（忠恕定古文『尚書』并『釋文』。太祖命判國子監周惟簡等重修。開寶五年二月、詔翰林學士李昉校定上之。詔名『開寶新定尚書釋文』。咸平二年十月乙丑、孫奭請摹印『古文尚書音義』、『唐志』、顧彪『古文音義』五卷、王儉『音義』四卷）、與『新定釋文』並行、從之（奭言、『古文尚書釋文』印板猶存、請雕印）。天聖八年九月十二日、雕『新定釋文』。晁氏『志』（引用者注：晁公武『郡齋讀書志』。注18を參照）「古文『尚書』十三卷」、孔安國以隸古定（以隸寫籀）、自漢迄唐、行於學官。明皇改從今文、由是古文遂絕。陸德明獨存其一二於『釋文』。呂大防得本於宋次道・王仲至家、以校『釋文』。雖小有異同、而大體相類（『中興書目』。古文『尚書』二卷、鄭樵書考六卷、考證古今文同異）。『國史志』。唐孝明寫以今字、藏其舊本。開寶別定今文音義、與古文並行。『經典序錄』、「近唯崇古文、馬・鄭・王

注遂廢。今以孔氏爲正、其舜典一篇仍用王肅本」とある。同様の記述は、同書、卷四十三「開寶校釋文」にも見える。ただし、北宋の『釋文』改定年代について、章如愚『群書考索』卷二「六經門」には「宋朝開寶『尚書釋文』、九年二月、翰林李昉、知制誥扈蒙・李穆上。初准詔校定『尚書釋文』、乃詔以『大宋開寶新定』冠其題、刻板頒行。陸德明『釋文』用古文『尚書』、故命國子博士判監周惟簡與太子中舍陳鄂、重修定焉」とあり、開寶九年のこととしている。『宋會要輯稿』にはこの記載が見えない。なお、『尚書釋文』の來歴に關しては、虞萬里『經典釋文』單刊單行考略『榆枋齋學術論集』江蘇古籍出版社、二〇〇一年）を參照。

(10) 「僞古文自有宋朱子勦議」

「有宋」は、宋代のこと（朝代の前に「有」字を加えて二字の熟語にしたもの）。朱熹は晩出『尚書』が僞作であると明言したわけではないが、伏生より傳わる『尚書』の篇と、孔壁から發見したとされる晩出『尚書』の篇との間に、質的な差異があると指摘している。『朱子語類』卷七十八、尚書一に「孔壁所出『尚書』、如禹謨・五子之歌・胤征・泰誓・武成・罔命・微子之命・蔡仲之命・君牙等篇、皆平易。伏生所傳、皆難讀。如何伏生偏記得難底、至於易底全記不得。此不可曉。如當時誥命出於史官、屬辭須說得平易。若盤庚之類再三告戒者、或是方言、或是當時曲折說話、所以難曉」、また「伏生『書』多艱澀難曉、孔安國壁中『書』卻平易易曉。或者謂伏生口授女子、故多錯誤、此不然。今古書傳中所引『書』語、已皆如此、不可曉」とある。なお一般的には、『尚書』の文獻學的考察を行った最初の學者としては、吳棫の名が挙げられる。例えば、『尚書古文疏證』卷八、第一百十三、「言僞古文自吳才老始」に『書』古文、出魏晉間。距東晉建武元年、凡五十四年、始上獻於朝、立學官。建武元年下到宋南渡初八百一十一年、有吳棫字才老者出、始以此書爲疑、眞可謂天啓其衷矣」とある。

(11) 「辭而闢之」 典據は、楊雄『法言』吾子の「古者、楊墨塞路、孟子辭而闢之、廓如也。後之塞路者有矣、竊自比於孟子」であり、汪榮寶の義疏に「辭而闢之、謂著書以開通已塞之路」というので、それに沿って譯した。

(12) 「鑄鼎象物、物無遁情」 「鑄鼎象物」の典據は、『春秋左氏傳』宣公三年「昔夏之方有德也、遠方圖物、貢金九牧、鑄鼎象物、百物而爲之備、使民知神姦〔杜注…象所圖物、著之于鼎〕」。また、「物無遁情」の用例に、陸贄「論裴延齡姦蠹書」〔『唐陸宣公集』卷二十二〕に「愚智共知、士庶同憤、以陛下英明、鑒照物無遁情、固非延齡所能蔽虧、而莫之辨也」などがある。二句合わせて、「〔偽古文』尚書』の各篇の眞僞に關しては、閻氏や惠氏が）あらゆることを調べ盡くしていて、（偽作者は）言い逃れの餘地がない」の意。

(13) 「古文三十一篇」 現在にまで伝えられている『尚書』のうち、眞篇三十一篇について、段玉裁は以下、問題點を列記するが、基本的には前漢の孔安國に由來する本文を持つと考えている。「補說四」を參照。

(14) 「天寶・開寶之舊」すでに見た第二節に「天寶之改字、六也。宋開寶之改釋文、七也」とあつたのを指す。

(15) 「顧作僞者」前段の通り、僞古文『尚書』の僞作に關しては、事實が明らかにされ、その僞は白日のもとにさらされた。しかし、僞作でないとされた『尚書』の三十一篇においても、未だに明らかにされていない問題點があると段氏は考えた。以下、段氏はその問題點を四つ舉げる（第四節「其不可一也」から第七節「其不可四也」まで）。問題の第一は、天寶の時に『尚書』を古文から今文に改めたことと、開寶の時に『尚書釋文』の字句を改めたせいで、それまで伝えられてきた古文『尚書』の字句が亂されてしまったことである。『撰異』の中で、この問題點を意識して考證した例は非常に多いが、一例を挙げると、『撰異』卷十三、洪範、「日圜」に「圜、衛包改爲驛。『經典釋文』大書圜字。開寶中、李昉・陳鄂・周惟簡・扈蒙輩改作驛。今更正。天寶以前作圜、

其證有八。『正義』云「日圍、兆氣落驛不連屬也」。又云「圍卽驛也」、證一。又云「王肅云、圍、霍驛消滅如雲陰。鄭玄以圍爲明、言色澤光明也」、證二。『詩』齊風『正義』曰「洪範稽疑論卜兆有五、日圍」、證三。『史記集解』云「『尚書』作圍」。又引鄭玄曰「圍、色澤而光明也」、證四。『史記索隱』云「涕、『尚書』作圍」、證五。『詩』齊風箋「古文『尚書』弟爲圍」、證六。『周禮』大卜注「日圍」、證七。『說文』口部「商書曰、日圍」、證八」とある。ここで段氏は、『尚書』洪範の「日驛」は、もとは「日圍」であつたとし、その經文の改變は天寶の改字によるものとする。また、『經典釋文』の現行本も「驛」となっているが、これは開寶の改字によるものとする。以下、その證據が八つ擧がるが、ここで特に鍵とされたのは、『尚書正義』が「圍」と引いたことである。唐初の『正義』に「圍」の引用例があることから、改變の時期はそれより以後のはずであると段氏は推定した。〔補説五〕を参照。

(16) 『經典釋文敘錄曰』 『經典釋文』敘錄の原文には、『尚書』之字、本爲隸古、既是隸寫古文、則不全爲古字。

今宋・齊舊本及徐・李等音所有古字、蓋亦無幾。穿鑿之徒、務欲立異、依傍字部、改變經文、疑惑後生、不可承用。今皆依舊爲音。其字有別體、則見之音內、然亦兼采『說文』、『字詁』以示同異者也」とある。「徐」は徐邈、「李」は李軌で、同じく敘錄に「爲『尚書』音者、四人。孔安國・鄭玄・李軌・徐邈」とある。

(17) 『郭忠恕作『古文尚書釋文』』 郭忠恕については、『東都事略』郭忠恕傳に記載があり、著作としては『汗簡』が現存する。『汗簡』に對する考證學者の間の認識を知るには、王鳴盛の議論（『蛾術編』卷十三「汗簡載僞古文尚書」）が分かりやすい。『汗簡』に引用される「古文尚書」に、僞古文『尚書』で僞作された篇が含まれていることから、『汗簡』は僞古文『尚書』の出現の後に作成されたものであり、古來の字形を傳えているとは考え

にくいとしている。

(18) 「徐楚金・賈昌朝・夏竦・丁度・宋次道・王仲至・晁公武・宋公序・朱元晦・蔡仲默・王伯厚、皆見之」 段氏

は、上記の人々は郭忠恕の作成した系統の古文『尚書』を見ていただけで、眞古文を見ていたわけではないと主張する。うち、徐鍇・賈昌朝・夏竦・丁度・宋公序・朱熹・蔡沈・王應麟に關しては、彼らの著作（徐鍇『說文解字繫傳』、賈昌朝『羣經音辨』、夏竦『古文四聲韻』、丁度『集韻』、朱熹『晦菴集』、蔡沈『書集傳』、王應麟『困學紀聞』など）に古文『尚書』が引用されている。宋次道・王仲至・晁公武に關しては、『郡齋讀書志』卷一、『古文尚書』十三卷」に「右漢孔安國以古定五十九篇之書也。蓋以寫籀、故謂古。其書自漢迄唐、行於學官。明皇不喜古文、改從今文、由是古文遂絕。陸德明獨存其一二於釋文而已。皇朝呂大防得本於宋次道、王仲至家。以較陸氏『釋文』、雖小有異同、而大體相類。觀其作字奇古、非字書傳會穿鑿者所能到。學者考之、可以知制字之本也」とあるのに據る。同様の記述が、『困學紀聞』卷二、『玉海』卷三十七（注9に前掲）にも見える。

(19) 「公武刻石於蜀」 楊慎『全蜀藝文志』卷三十六、范成大「石經始末記」（乾道六年、一一七〇）に、晁公武が古文『尚書』を刻石した際の序文が引かれ、「已載前記、晁子止作『考異』、而爲之序。考異之作、大抵以監本參校、互有得失、其間顛倒缺訛、所當辨正。然古今字畫、雖小不同、而實通用耳。『考異』并序、凡二十一碑、具在石經堂中」とある。

(20) 「薛季宣取爲『書古文訓』」 薛季宣は南宋の永嘉學派の人。『四庫全書總目』卷十三、經部十三、書類存目一、「書古文訓」に、「是編所載經文、皆以古文奇字書之。案、孔壁蝌蚪古文、漢時已佚、無人見其書蹟。……然則當時所謂古文、已非今本五十八篇之全矣。……季宣此本、又以古文筆畫、改爲今體。奇形怪態、不可辨識。

較篆書之本、尤爲駭俗、其訓義亦無甚發明」と、段説に似た記述がある。

(21) 「故偶一辨之而已」 「一」については、底本の字畫が缺けているが、皇清經解本により補った。また「已」

字については、底本では「已」字に近いが、ここでは段玉裁の文字觀によることはせず『說文解字』十四篇下、已部、已「已也」の注に「漢人已午與已然無二音、其義則異而同也」と言い、少なくとも漢代の人は「已」「巳」を區別しなかつたと段氏は考えた。ただ、段注の楷書表記の部分を見ると、統一はされていない、文脈により「已」「巳」を區別して書き分けた。第七節「梗槩已見於釋文」、および第八節「馬氏偶有古文說而已」の「已」も同じ。

(22) 「今或以爲此卽僞孔序所謂隸古者」 「隸古」は、僞孔安國「尚書序」に「以所聞伏生之書、考論文義、定其可

知者、爲隸古」と見え、『經典釋文』敍録に「『尚書』之字、本爲隸古。既是隸寫古文、則不全爲古字」と説明される。「今或以爲」というのは、薛季宣『書古文訓』序に「隸古定書、最古。唐明皇帝更以正隸改定、而俗儒承詔、文多舛駁、古文是訓、不勞乎。是正之也」というのを指す。段氏の批判は、當時傳わっていた『尚書』に關する文獻の中に、僞古文『尚書』を篆字や奇字で書き寫し、「壁中本」と僞るものがあつたことで、その具體例を原注に擧げ、さらにそれを眞壁中本と誤認していた人々の例も擧げる。『撰異』の中で、この問題點を意識して考證が行われている例は多くないが、一例として『撰異』卷一上、堯典、「分命羲仲宅嵎夷」に「又按、徐氏楚金『說文繫傳』云、「古文『尚書』夷作鐵」。此所云「古文尚書」者、蓋卽後來郭忠恕所定、遞傳至宋次道・王仲至・呂微仲・晁公武・薛季宣者也。從各書抄撮而成。此條誤認今文爲古文、不足深辯」とある。ここで段氏は、徐鍇の引く古文『尚書』は後世に作られた郭忠恕系統の本を繼承するものであるとし、論據に採用しない。

(23) 『歐陽・夏侯・尚書』 ここで「今文『尚書』」と言わず「歐陽・夏侯『尚書』」と言う理由は、『撰異』卷一上、

堯典、「平秩東作」に「侖『史記』謂上文伏生『尚書』爲今文、則漢魏人祇有歐陽・夏侯『尚書』・古文『尚書』二目、絶無謂歐陽・夏侯爲今文『尚書』者」とある。

(24) 『其不可三也』 段氏が指摘するこの問題は、他書に見える今文『尚書』の引用例をもって、現行本の經文を悉く改める者がいることである。問題の第一は唐代、第二は宋代を中心とする話題であったが、第三に入り、同時代の學者が批判對象とされている。具體的には江聲『尚書集注音疏』や王鳴盛『尚書後案』が意識される。この點には、現行本『尚書』内の眞篇の字句をどう扱うかにつき、兩書と『撰異』との方針の差異が大きく関わっている。それについては次段の原注で詳述される。

(25) 『說文解字』所傳『尚書』多不與經同 『說文解字』に引用する『尚書』については、『說文解字讀』『撰異』『說文解字注』に見え、段説の變化をうかがうことができる場合がある。これについては「補説六」を参照。

(26) 『孔安國以今字讀易其字』 前漢の儒者、孔安國が壁中書を「今」字で「讀」したことは、『史記』儒林傳、伏

生傳に「孔氏有古文『尚書』、而安國以今文讀之、因以起其家。逸書得十餘篇、蓋『尚書』滋多於是矣」や、『漢書』儒林傳、孔安國傳に「孔氏有古文『尚書』、孔安國以今文字讀之、因以起其家逸書、得十餘篇、蓋『尚書』茲多於是矣」と見える。この儒林傳の一段については、『撰異』卷一上、堯典、「平秩東作」に「按、「今文」二字、蒙上「古文」二字而言、壁中書皆古文、故謂之「古文『尚書』」。今文者、漢所習隸書也。「以今文讀之」者、猶言以今字讀之也。秦製隸書、以趣約易、而古文遂絶。壁中古文、眇能識者、安國獨能以今字寫定古文。凡古云「讀」者、其義不一。諷誦其文曰「讀」、定其難識之字曰「讀」、得其假借之字曰「讀」、抽續其義而推

演之曰「讀」。子國於壁中書、兼此四者。故如「古文作𠄎」「隸作𠄎」「古文作𠄎」「隸作斷」「朋之假借爲朋」「好之假借爲姪」「桓兒之假借爲狙緇」、皆子國叛爲之、竝口說各篇大義、遞傳至都尉朝・庸生・胡常・徐敫・王璜・塗暉・桑欽者。以故『尚書』有古孔說、今歐陽・夏侯說」と論じる。すなわち段氏は、孔安國は壁中書を今字によつて寫定したが、この「今字」はいわゆる「今文尚書」のことではなく、また上掲の『史記』や『漢書』にいう「讀」とは、音讀すること、難字を定めること、假借の字を讀み解くこと、意味を抽出・推演することの四者を兼ねた、とする。

(27)

『周禮』經杜子春・二鄭讀易其字、傳寫者既從所讀、而注中存其故書之舊」(二鄭)は、ここでは先鄭(鄭衆)

・後鄭(鄭玄)を指す。「故書」は、『周禮』鄭玄注に「甲、故書爲乙」「故書甲作乙」といった形で、舊本の字句を引く際に用いられる用語。『撰異』卷一上、堯典、「平秩東作」に詳しい解説があり、「竊謂、此正如『周禮』一書出於山巖屋壁、經劉歆・杜子春・鄭衆・賈逵之讀、而後行。鄭君康成注中、凡言『某故書作某』、杜子春・鄭司農讀爲某者、今『周禮』多已改從杜・鄭所讀爲之字、而不從山巖屋壁故書之字」とある。また、『周禮漢讀考』序には「讀爲讀曰者、易其字也。易之以音相近之字、故爲變化之詞。比方主乎同、音同而義可推也。

變化主乎異、字異而義儼然也。比方主乎音、變化主乎義。比方不易字、故下文仍舉經之本字。變化字已易、故下文輒舉所易之字」という。なお、ここで『周禮』に喩えて説明するのは、古文系しか存在しない『周禮』を例に出すことにより、今の論點が古文系の『尚書』間における字句の相違にあつて、今文と古文の間の相違にはないことが際立つからである。あわせて、池田秀三「黃侃〈禮學略說〉詳注稿(二)」「中國思想史研究」二十九、二〇〇九年、一二八〜一三〇頁)を参照。

(28) 「其不可四也」 この問題は、『説文解字』にすべて従って文字を改めることが必ずしも漢代の『尚書』を復原

することにはならないにもかかわらず、この方法で經文を改める者がいることである。ここには、先と同じく江聲『尚書集注音疏』や王鳴盛『尚書後案』への批判の意がある。

(29) 「雜廁」 混せて配置すること。楊雄『太玄』玄圖に「陰陽雜廁、有男有女」、許慎『説文解字叙』に「分別部居、不相襍廁」とある。

(30) 「魚目混於隨珠」 「魚目」は、珠玉に似て非なるものこと。『文選』卷四十、任昉「到大司馬記室牋」に「惟此魚目、唐突璵璠」とあり、李善注に「魚目似珠。璵璠、魯玉也。雒書曰、秦失金鏡、魚目入珠」とある。また、「隨珠」は、隨侯の持っていた寶石のこと。『史記』鄒陽傳に「故無因至前、雖出隨侯之珠、夜光之璧、猶結怨而不見德」とある。この一段は、「寶玉に似て非なるもの（偽古文）が、本物の寶玉（眞古文）の間に混せて配置される」ことの比喩表現である。

(31) 「武夫混於和璧」 これも同じく、偽古文が眞古文の間に混せて配置されることの比喩表現。「武夫」は、寶玉に似て非なる石のこと、『戰國策』魏策一に「白骨疑象、武夫類玉、此皆似之而非者也」とある。「和璧」は、和氏が發見した璧玉のこと、『韓非子』和氏に「楚人和氏得玉璞楚山中」とある。

(32) 「刳缺」 傷をつけること。「玷缺」に同じ。『漢書』韋玄成傳に「玄成復作詩、自著復玷缺之難、因以戒示子孫」とある。

(33) 「兩用不讎」 偽古文の諸篇も眞古文の諸篇も、兩方とも魅力なく賣れない状態にする、の意。「讎」は「售」に通じ、賈誼『新書』春秋に「酤家不讎其酒、屠者罷列而歸」とある。

(34) 「杜林之『漆書古文尚書』、衛宏之『古文尚書訓旨』、賈逵之『古文尚書訓』、馬融之『古文尚書傳』、鄭君之『古文尚書注解』」 『後漢書』儒林列傳の「扶風杜林傳古文『尚書』、林同郡賈逵爲之作訓、馬融作傳、鄭玄注解、由是古文『尚書』遂顯于世」と、『後漢書』儒林列傳、衛宏傳の「後從大司空杜林更受古文『尚書』、爲作訓旨。時濟南徐巡師事宏、後從林受學、亦以儒顯、由是古學大興」に據る。

(35) 「點竄」「涂改」ともに字句を改めること。兩者は、李商隱「韓碑」(『李義山詩集』卷二)に「點竄堯典舜典字、塗改清廟生民詩」とあるなど、よくあわせて用いられる表現。

(36) 「動天下之兵」 『孟子』梁惠王下の「天下固畏齊之彊也。今又倍地而不行仁政、是動天下之兵也」を踏まえる。

(37) 「是以雖析一爲二、而慎微之上、終未箸一字」 偽古文の作成の際、眞古文の殘存していた篇において、堯典を二分して舜典を作り出すということはしたものの、眞古文の字句を書き換えるということとはなかったことを述べる。これについては、『撰異』卷一上、堯典、「慎微五典五典克從」に詳細な説明があり、「攷偽孔書序曰「伏生以舜典合於堯典、復出此篇」、此偽孔割分堯典「慎微」以下爲舜典也。東晉豫章内史枚頤、始得孔安國『尚書』併傳、奏之時、闕舜典經傳。齊建武中、吳興姚方興、僞稱於大宰頭得舜典經傳、奏上。其傳則採馬・王注造之、其經比馬・鄭所注、多「曰若稽古帝舜、曰重華協于帝」十二字。梁武時、爲博士議曰「孔序稱伏生誤合五篇、皆文相承接、所以致誤、舜典首有曰若稽古、伏生雖昏耄、何容合之」、遂不行用。方興本或十二字下更有「濬哲文明、溫恭允塞、」(引用者注…「」は玄の古文)德升聞、乃命以位」十六字、共二十八字、既未施行、方興以罪致戮。隨開皇初、始購得之、冠於妄分舜典之首、盛行至今」とある。なお、段氏の記述は、『經典釋文』敍録・同書、舜典音義、ならびに『尚書』舜典の正義に基づいている。

(38) 「後有愚者乃爲之」 注37に引いた『撰異』に見えるように、南齊時代の姚方興が、舜典の冒頭に、偽の經文「曰若稽古帝舜、曰重華協于帝。濬哲文明、溫恭允塞、玄德升聞、乃命以位」を附け加えたことを指す。

(39) 「思過半矣」 『周易』繫辭下傳の「噫、亦要存亡吉凶、則居可知矣。知者觀其彖辭、則思過半矣」を踏まえる。この原注部分では、本書の基本方針の説明がなされている。段氏は、現行本の『尚書』には、偽古文の部分と眞古文の部分と混在しているが、そのうちの眞篇の部分（偽古文によって補われた篇以外の部分）に關しては、偽作の際に手が増えられてはおらず、「眞古文」として信頼に足るテキストであるとする。その理由として、眞古文系の注釋が偽作時にはまだ存しており、偽作者がその部分に手を増えることはない想定されることを擧げる。なお、この主張は『撰異』一書的基本的な方針となっている。つまり、段氏の考證では、現行本『尚書』のうち眞篇の字句が、古文『尚書』の字句をそのまま繼承することを前提としている場合が多い。「補說五」を參照。

(40) 「不當於釋文正義外、鑿其妄竄」 以上、段氏は偽古文『尚書』の眞篇の字句が基本的に眞古文『尚書』の字句を繼承したことを強調した。しかし、偽古文『尚書』によつて文字が改められているところもあり、その異同がある部分、つまり眞古文系の馬融・鄭玄本と、偽孔傳本との差異は、『釋文』と『正義』に指摘されているはずだ、と段氏は考える。よつて、『釋文』と『正義』に記載の無い場合は、「偽古文『尚書』によつて改竄された」と斷言できない、ということになる。

(41) 「博士治歐陽・夏侯『尚書』、載在令甲」 後漢の十四博士については『後漢書』儒林傳の序に「及光武中興、愛好經術、未及下車、而先訪儒雅、採求闕文、補綴漏逸。……自是莫不抱負墳策、雲會京師、范升・陳元・鄭

興・杜林・衛宏・劉昆・桓榮之徒、繼踵而集。於是立五經博士、各以家法教授、『易』有施・孟・梁丘・京氏、『尚書』歐陽・大小夏侯、『詩』齊・魯・韓、『禮』大小戴、『春秋』嚴・顏、凡十四博士、太常差次總領焉」と見えており、「載在令甲」とは、こういった規定を指しているであろう。

(42) 「皆用博士所習者」 漢代における『尚書』引用を基本的に今文として捉えることは、『撰異』一書を貫く基礎的な方針の一つである。むしろこの着想を得たことが本書の執筆の刺戟の一つとなった。『補説三』を参照。

(43) 「皆治歐陽・夏侯尚書者」 ここに名前が挙げられている人々が今文『尚書』を學んだとする根拠は、傳記の記載以外に、彼らの書いた文章に引かれる『尚書』の字句が、今文の字句に従っていると段氏が判断することである。それに加えて、先に段氏自身が述べた「至若兩漢、博士治歐陽・夏侯『尚書』、載在令甲。漢人詔詔章奏、皆用博士所習者」という考え方から、特殊な場合を除けば、兩漢の博士は今文を用いるという想定が導かれる。例えば、王褒を例にとると、『漢書』王褒傳に今文を學んだことの記載はないが、『撰異』卷一上、堯典、「光被四表」に王褒「聖主得賢臣頌」、『漢書』王褒傳が、また卷二十三、君爽「故一人有事于四方」に王褒「四子講德論」(『文選』卷五十一)が引用され、いずれも今文『尚書』の字句を用いたと段氏は結論する。段氏はここから、王褒は今文を用いる學者であると判断する。なお、傳記の記載に沿って『尚書』今古文の師授系統を整理したものととして、江聲『尚書經師系表』がある。

(44) 「皆治古文『尚書』者」 先の「至若兩漢、博士治歐陽・夏侯『尚書』、載在令甲、漢人詔詔章奏、皆用博士所習者」という原則から、兩漢において古文『尚書』を用いる者は特例ということになる。ここでは先の例とは異なり、彼らを古文『尚書』を學んだ者とする根拠は、多くは傳記史料に置かれている。まず、孔安國・劉歆

・杜林・衛宏・賈逵・徐巡・馬融・鄭康成・許慎は、みな正史に關聯の記載がある（一部は注34を參照）。衛宏については、『撰異』卷二、皋陶謨「粉米」の條に、「衛宏官書考」という一文が附される。次に、虞翻は、『三國志』呉書、虞翻傳の裴注に引かれる『虞翻別傳』に、鄭玄の『尚書』注を批判した記事が見え『撰異』卷一上、堯典「分命和仲宅西曰昧谷」、卷二十六、顧命「甲子王乃洮頽水」を參照、『尚書』鄭玄注を批判していることから、少なくとも彼が古文『尚書』を學んだことがあることは言える。また、同じく裴注の引く『虞翻別傳』に「翻初立易注、奏上曰、……臣高祖父故零陵太守光、少治孟氏易、曾祖父故平輿令成、續述其業、至臣祖父鳳爲之最密。……世傳其業、至臣五世」とあり、『易』に關しては古文系であつたことが分かる。次に、應邵と徐幹は、その著書『風俗通義』と『中論』の字句が古文『尚書』に多く一致すると段氏によつて判斷されたことを根據とする。これは、先の今文の例に近い考證ということになる。ともに『撰異』内に十例ほど引用がある。次に、韋昭は、『漢書音義』（『文選』李善注所引）に「古文」を引用することが根據とされている（『撰異』卷一上、堯典「舜讓于德弗嗣」。また、『國語』韋昭注が賈逵注を多く踏襲することから、古文系という印象があるのかもしれない。池田秀三『『國語』韋昭注の覺え書』（『中國古典學のかたち』研文出版、二〇一四年）を參照。最後に、王粲は、『撰異』の中ではその根據が不明瞭である。『撰異』卷二十九、呂刑、「有邦有土告爾詳刑」條に、王粲の「從軍詩」（『文選』卷二十七）が引用されているが、こゝは今古文の相違には關わらないところである。ただ、推測に留まるが、王粲には『尚書』鄭玄注を批判する文章が存したことが、唐の元行沖「釋疑」によつて分かる。すなわち『舊唐書』元行沖傳に「自此之後、唯推鄭公。王粲稱「伊洛已東、淮漢之北、一人而已、莫不宗焉。咸云先儒多闕、鄭氏道備。粲竊嗟怪、因求其學。得『尚書』注、退而思之、以盡其意、意皆盡矣。所疑之

者、猶未喻焉」。凡有兩卷、列於其集」とあり、また『顏氏家訓』勉學にも「吾初入鄴、與博陵崔文彦交遊、嘗說『王粲集』中難鄭玄『尚書』事」とある。王粲の具體的な學説は不明だが、虞翻の例を推せば、『尚書』鄭玄注を批判するからには、古文『尚書』を學んだことがあるはずだ、と判斷したのかもしれない。吉川忠夫「元行沖とその「釋疑」をめぐって」（『東洋史研究』四七—三、一九八八年）を参照。

(45) 「參伍鉤考」 「參伍」の典據は、まず『易』繫辭上傳「參伍以變、錯綜其數」が挙げられるが、ここでの意味は『史記』太史公自序「若夫控名責實、參伍不失、此不可不察也」の例に近い。「鉤考」は、『周禮』天官、司會「司會掌邦之六典・八灋・八則之貳、以逆邦國・都鄙・官府之治」の鄭注に「逆受而鉤考之」とある。

(46) 「遷亦從安國問故」 『漢書』儒林傳、孔安國傳には「安國爲諫大夫、授都尉朝、而司馬遷亦從安國問故。遷書載堯典・禹貢・洪範・微子・金縢諸篇、多古文說」とあり、また『撰異』卷一上、堯典「納于大麓」の條にも、この部分を引いた上で「此條說大麓、蓋安國說也」というのを見ると、段氏は『漢書』のいう「故」を義説と理解したらしい（注48を参照）。ここで段氏は、『史記』の今古文の問題を議論する。段説の概要は、『史記』はその字句においては基本的に歐陽・夏侯の今文『尚書』に従うが、『漢書』儒林傳の記載通り、堯典・禹貢・洪範・微子・金縢の諸篇の義説において古文説を採用することがある、というものである。そして段氏はその根據として、堯典等の五篇の中から、『史記』が古文説を採用したと考えられる部分を以下に例示する。ただし、この段説は完全に體系化されたとは言えないようで、『撰異』の該當部分の記述と、この原注の記述とが齟齬をきたしている場合がある。以下の注釋および「補説七」「補説八」「補説九」を参照。

(47) 「五經異義」 後漢の許慎の著作で、『隋書』經籍志に『五經異義』十卷。後漢太尉祭酒許慎撰」と見えるが、

のちに失われた。輯本として、清の陳壽祺による『五經異義疏證』三巻がある。『五經異義』には、「今春秋公羊説」「今尚書歐陽説」「古尚書説」などと、今文説・古文説が引かれているが、經文の文字通りの引用ではなく、説（段玉裁の言う「義」）の引用である。

- (48) 『説内于大麓云』 『尚書』舜典に見える「納于大麓」という語には、大きく分けて二種の解釋がある。(一)「麓」を「山麓」と理解し、「堯が舜を（試練の一つとして）山の中に入らせたが、舜は迷うことがなかった」と解釋するもの。(二)「麓」を「録」と訓じ、「堯が舜に政治の管理を任せた」と解釋するもの。後者の場合、攝政あるいは禪讓と關わる文脈で用いられる場合が多い。段氏は、前者を古文説、後者を今文説と考え、『史記』五帝本紀に「堯使舜入山林川澤、暴風雷雨、舜行不迷」とあることから、『史記』が古文説を用いる例としている。「補説八」を參照。

- (49) 『説禹貢云』 『尚書』禹貢の五服の制を説くところに見える「五百里甸服」という語には、二種の解釋がある。(一) まず「天子之國」が方千里あり、その外に五百里廣がることに、甸服・侯服・綏服・要服・荒服の五服の區分があるという説で、この場合全體で方六千里となる。(二)「天子之國」甸服が方千里あり、同じく五百里ごとに侯服・綏服・要服・荒服の區別があるという説で、この場合全體で方五千里となる。段氏は、前者を古文説、後者を今文説であると考え、『史記』夏本紀に「令天子之國以外、五百里甸服」とあることから、『史記』が古文説を用いる例としている。「補説八」を參照。

- (50) 『説洪範云』 『尚書』洪範「貌曰恭、言曰從、視曰明、聽曰聰、思曰睿」の「思曰睿」を、引用例によつては「思心曰睿」と作る場合がある。段氏は、「思曰睿」は古文『尚書』、「思心曰睿」は今文『尚書』の字句であ

るとする。段氏は『史記』宋微子世家が前者の字句に作ることを、『史記』が古文説を用いる例としている。「補説八」を参照。

- (51) 「説微子云」 『尚書』微子の末尾の言葉について、その發言者を誰とするかに二種の解釋がある。(一) 大師(太師)の言葉とする。(二) 微子の言葉とする。段氏は、前者を古文説、後者を今文説であると考え、『史記』宋微子世家に「太師(大師に同じ)」云々とあることから、『史記』が古文説を用いる例としている。「補説八」を参照。

- (52) 「説金縢」 『尚書』金縢の、「金縢の書」(周公が書いて箱に入れ、金釘で封をした書物)を成王が発見した時期について、二種の解釋がある。(一)「周公が楚に出奔した後に、成王は金縢の書を發見し、周公を呼び戻した」とするもの。(二)「周公の死後に、成王は金縢の書を發見した」とするもの。段氏は、前者を古文説、後者を今文説と考える。『史記』魯周公世家において、「金縢書」がはっきり登場するのは周公の死が描かれる一段においてであり、基本的には『史記』は今文説を繼承すると考えられる。しかし、『史記』魯周公世家の周公出奔後の段において、「金縢書」の語そのものはないものの、古文説に類似する描寫が見えることも確かである。段氏はこの點から、『史記』が今文説を用いたものの、古文説に近い描寫をした例としてこれを取り上げている。「補説八」を参照。

- (53) 「讀蘭臺書」 「蘭臺」は、後漢の都、洛陽にあった宮中の圖書館。『後漢書』班彪傳上に、班固が蘭臺令史であつたことを述べる。

- (54) 「窄遮覈實」 『說文解字』七篇下、両部「覈」に「實也。攷事、而窄邀遮、其辭得實曰覈」とあり、段注に「兩

者、反覆之。笮者、迫之。徼者、巡也。遮者、遏也。言攷事者、定於一是。必使其上下四方之辭皆不得逞、而後得其實、是謂覈。此所謂咨於故實也。所謂實事求是也」という。

- (55) 「通邑大都」 四方に道の通じた大きな都市。司馬遷「報任少卿書」(『漢書』司馬遷傳)に「僕誠已著此書藏之名山、傳之其人通邑大都」とある。

- (56) 「就正」 本書の内容を正してほしい、の意。謙讓表現。『論語』學而に「君子食無求飽、居無求安、敏於事而慎於言、就有道而正焉、可謂好學也已」とあるのを踏まえる。

- (57) 「賈逵分別古今」 『後漢書』賈逵列傳に「逵數爲帝言古文『尚書』與經傳『爾雅』詁訓相應、詔令撰歐陽・大小夏侯『尚書』古文同異」とある。

- (58) 「劉陶是正文字」 『後漢書』劉陶列傳に「陶明『尚書』『春秋』爲之訓詁。推三家『尚書』及古文、是正文字七百餘事、名曰『中文尚書』」とある。

- (59) 「取賈逵傳語」 注57に前掲の『後漢書』賈逵列傳から「撰歐陽・大小夏侯『尚書』古文同異」から「撰異」の語を取り、本書の題とした、の意。

- (60) 「知難語於識大、亦庶幾乎不賢」 『論語』子張に見える子貢の言、「文武之道、未墜於地、在人。賢者識其大者、不賢者識其小者、莫不有文武之道焉。夫子焉不學。而亦何常師之有」を踏まえた表現。「識大(賢)」について語るのが難しいことは分かっているが、「不賢(小)」(語句レベルの解釋)程度なら近付くことができる、という意の謙讓表現。

〔謝辭〕 本稿の執筆に際し、京都大學人文科學研究所の白須裕之氏、福岡教育大學教育學部の竹元規人氏に有益な助言をいただいた。ここに謝意を表す。

（次號に續く）